

次期かわさき教育プランの 策定について

教育改革推進会議
令和 6 年 3 月 2 1 日

1 かわさき教育プランとは

- ✓教育委員会の取組内容を記載した行政の計画
- ✓本市の約10年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるもの

1 かわさき教育プランとは

- ✓ 「教育基本法」(第17条第2項)に定める**教育振興基本計画**に位置づける。
- ✓ 「**教育大綱**※」を兼ねる。
- ✓ **本市総合計画**をはじめ、関連する**本市の各行政計画との整合**を図る。

※**教育大綱**とは(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3)

地方公共団体の長が、教育委員と総合教育会議で協議し、地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針などを定めたもの。

1 かわさき教育プランとは

✓対象期間

平成27年度から概ね10年間

✓対象分野

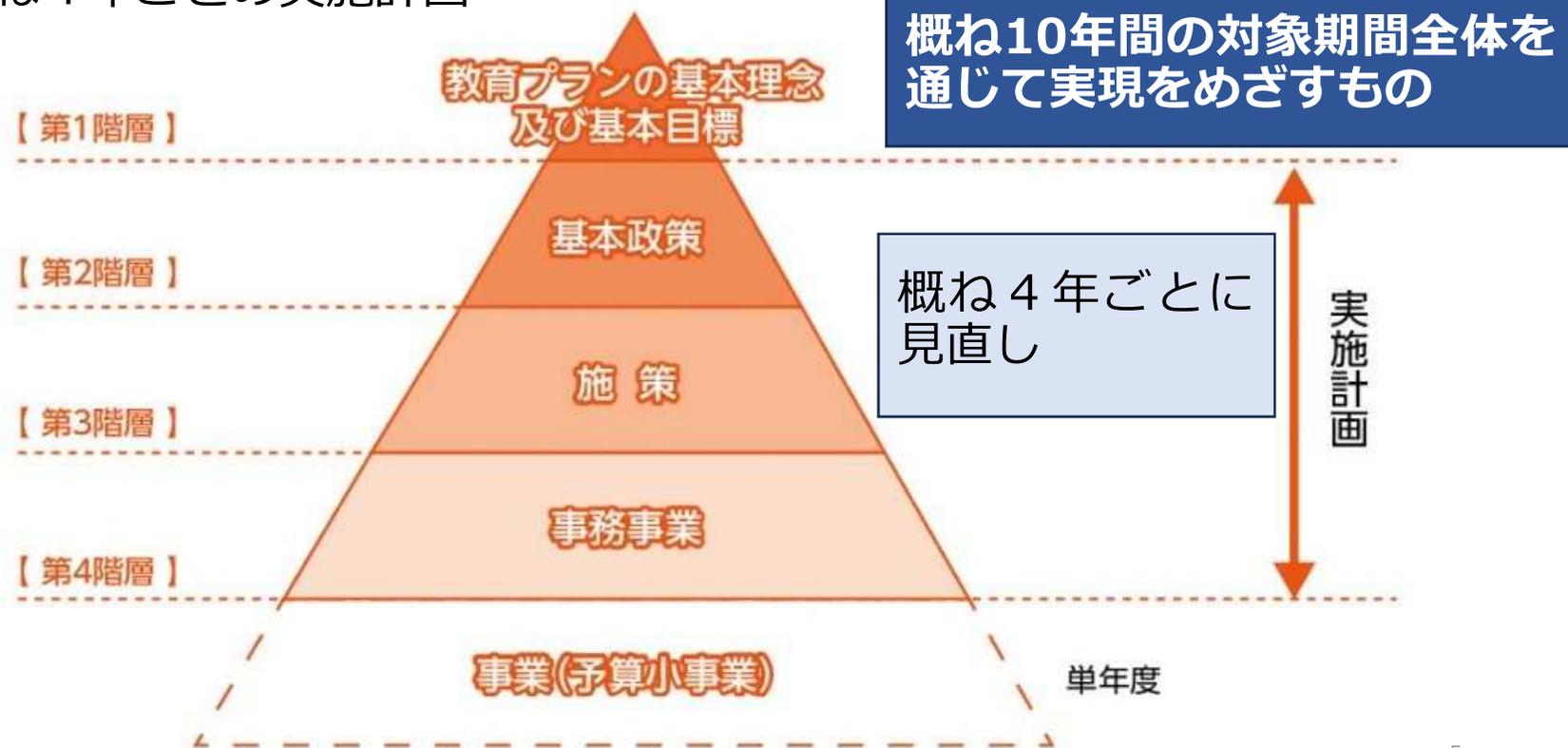
学校教育と社会教育

- ・教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育
- ・幼児から高齢者までにわたる社会教育

2 かわさき教育プランの全体像

✓ 4つの階層で構成

- ・ 概ね10年間の基本理念・基本目標
- ・ 概ね4年ごとの実施計画



3 次期かわさき教育プランの策定

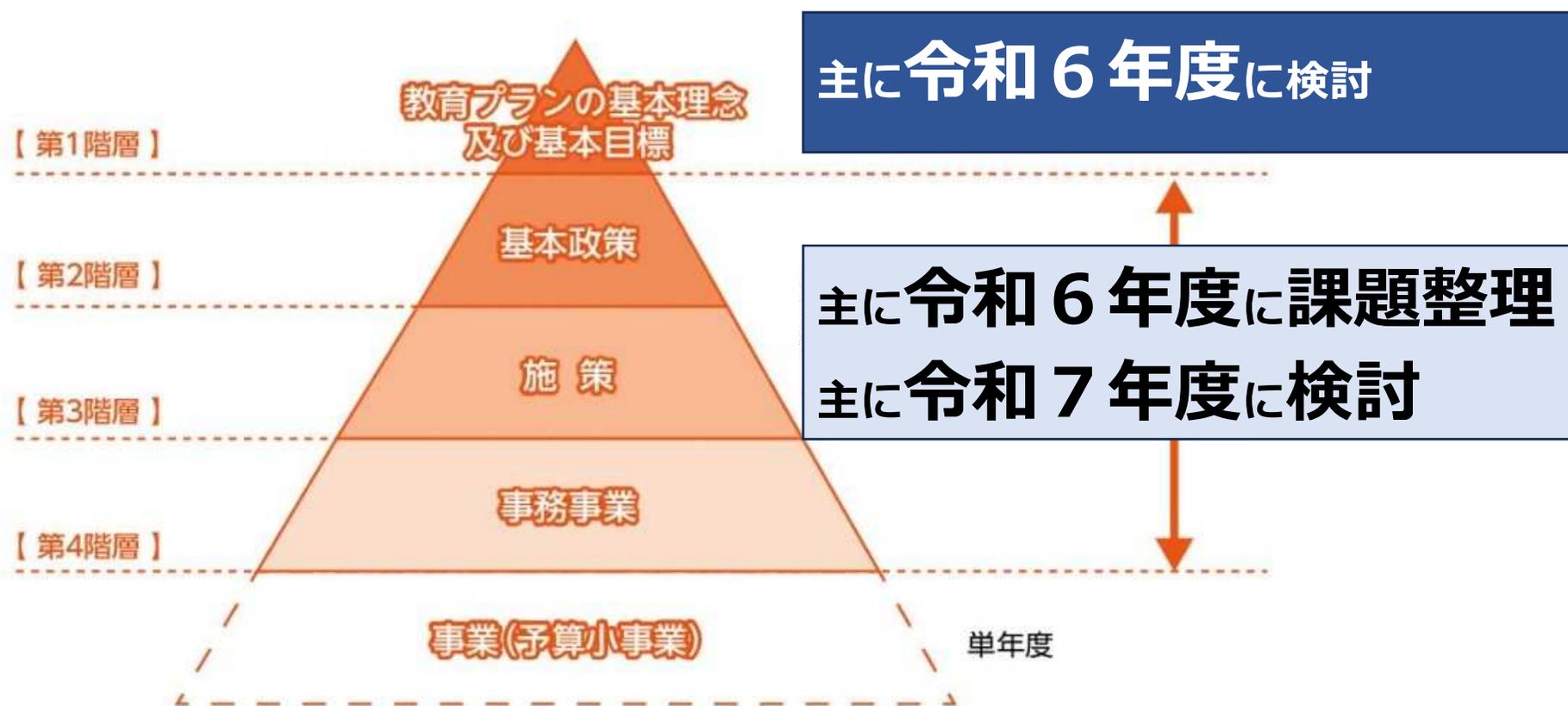
✓令和8年度に向けて、次期プランを策定する。

✓市の総合計画等と整合を図りながら策定していく。



3 次期かわさき教育プランの策定

✓令和8年度に向けて



3 次期かわさき教育プランの策定

- ✓令和6年度に、次の10年間に川崎がどのような教育を目指すのか、教育委員会が第1階層（基本理念・基本目標）の検討を行う。

【参考】第2次かわさき教育プラン

基本理念

「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」

基本目標

「自主・自立」 「共生・協働」

3 次期かわさき教育プランの策定

- ✓現在の基本理念・基本目標に対する修正案や、具体的な文言を求めていくのではなく、さまざまな観点から将来像に対する幅広い意見を聴取していくことを基本とする。

例えば、

「どのような資質・能力を持った子どもを育てたいか」（保護者・教員）

「将来どのような大人になりたいか」（子ども）

「学校の教育活動で大切にしたいこと、大切にしたいことは何か」（保護者・教員）

「地域と学校がどのように関わっていくとよいか」（地域、教員）

などの問いかけに対する意見聴取など

3 次期かわさき教育プランの策定

✓かわさき教育プランは、すべての市民が対象となる計画であるため、学校・家庭・地域等が「**みんなで作り上げたプラン**」となるよう、幅広く市民から意見を聞きながら策定を進める。

・子ども、保護者、教員、地域など

✓対面での意見聴取を実施するほか、GIGA端末を使ったアンケートや、無作為抽出による市民アンケートを実施する。

4 教育改革推進会議の役割

✓学識経験者、市民代表、教職員代表から構成される**教育改革推進会議**において、かわさき教育プランの策定に対して意見聴取を行う。

（「川崎市教育改革推進会議運営要綱」第2条参照）

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について推進会議の委員の意見を求める。

- (1) 市の教育改革等の在り方等に関すること。
- (2) かわさき教育プランの進捗状況に関すること。
- (3) かわさき教育プランの策定に関すること。

かわさき教育プラン策定体制イメージ図（案）

かわさき教育プラン策定

議決

教育委員会

提案

教育プラン策定推進本部

本部長：教育長

主な役割：教育プランの企画・立案

付議

教育プラン 局内WG

教育改革推進会議

→報告
←意見

主な役割：教育プランの企画・立案に意見を述べること

協働

↑意見
↓報告

↑意見
↓報告

庁内会議

市長

議会

4 教育改革推進会議の役割

具体的には

- ✓第一階層（基本理念・基本目標等）に対する意見
- ✓第二階層以下（施策・事務事業等）に対する意見
- ✓素案、案等に対する意見

などをいただく予定

（事務局が提示する案に対して意見をいただく形式）